

## 国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

### （開催要領）

- 1 日時 令和8年3月26日（木）14時18分～15時10分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

#### <自治体等>

鈴木 健嗣	つくば市	顧問（アーキテクト）
高橋 安大	つくば市	政策イノベーション部 部長
中山 秀之	つくば市	政策イノベーション部 次長兼科学技術戦略課長
松本 光由	つくば市	総務部 次長兼人事課長

#### <省庁等>

越尾 淳	総務省	自治行政局公務員部公務員課 課長
浅見 仁	総務省	自治行政局公務員部公務員課 理事官
窪田 優一	総務省	自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室 課長補佐

#### <事務局>

山崎 翼	内閣府	地方創生推進事務局 次長
小山 和久	内閣府	地方創生推進事務局 審議官
松本 修一	内閣府	地方創生推進事務局 参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局 参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地方公務員の公益的法人等への派遣に関する提案
- 3 閉会

○松本参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「地方公務員の公益的法人等への派遣に関する提案」ということで、つくば市様、総務省様にオンラインにて御出席をいただいております。

本日の資料は、つくば市様、総務省様から御提出をいただいております。公開予定でございます。また、本日の議事についても公開予定であります。

本日の進め方でございますけれども、まず、本ヒアリングの開催経過の説明を事務局から行います。その後、進行を座長にお願いいたしまして、資料の説明をつくば市様から5分程度、総務省様から5分程度、それぞれ行っていただきます。その後に委員の方々による質疑に移りたいと考えております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

本日は、つくば市及び総務省の皆様にご参加いただき、ありがとうございます。

まず、つくば市から、規制改革提案の概要、市が実現したい部分的な派遣の具体的な方法についての御説明をお願いいたします。

○高橋部長 つくば市政策イノベーション部長の高橋でございます。本日、私から、御提案させていただいている公益的法人等への地方公務員の派遣に関する規制改革において、市として想定している具体的な部分派遣の案等について御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、前回のワーキンググループのおさらいになりますが、つくば市では、スーパーシティの施策を共に推進する一般社団法人つくばスマートシティ協議会に、人的支援として弾力的に職員を派遣したいと考えております。しかしながら、現行の派遣法では、専従派遣のみが可能となっており、これは私ども自治体にとって極めてハードルが高い状況です。

つくば市においても、全国の多くの自治体と同様、人員不足は深刻であり、限られた人的リソースを考慮すると、専従派遣は現実的な選択肢ではございません。このような状況の下で、市の人的資源を最大限に活用し、市職員と協議会事務局員の弾力的な兼務を可能にするため、派遣法の特例措置等に基づき、部分的な派遣を認めていただくことを御提案させていただきます。

次のページをお願いいたします。本日は、市として想定している派遣法に基づく弾力的な職員の部分派遣の具体的な案について御説明いたします。まず、派遣先である協議会の業務特性として、総会や事業計画、予算策定などが重なる繁忙期とそれ以外の閑散期が明確に分かれると想定しております。この特性を踏まえ、具体的な派遣形態としては、原則として日単位での運用を想定しています。毎月、派遣元である市と派遣先である協議会で協議をして、指定した日に派遣するという形です。例えば、協議会の繁忙期である6月には派遣日数を増やし、閑散期である10月には減らすといった柔軟な運用を可能にしたいと考えています。運用面では、派遣元、派遣先で勤務日を取り決めた上で、遅くとも前月末までに職員と協議して決定することで、職員の予見可能性を担保することを想定していま

す。

なお、午前中は市業務、午後は協議会業務といった半日単位や時間単位での部分派遣の可能性も検討したいと考えております。その点についても、総務省の御見解をお伺いしたいと考えております。

この柔軟な派遣形態を実現することで、法的安定性を確保しながら、つくば市内におけるスーパーシティ施策を円滑に進められるものと確信しております。ぜひ前向きな御検討をいただけますと幸いです。

次のページをお願いいたします。あわせて、前回のワーキンググループにおいて、総務省さんから専らの解釈で対応できる可能性を御示唆いただきましたが、今回提案する部分派遣を現行法の枠組みにおいて実施するに当たり、特に以下の4つの懸念点について支障が生じないか、総務省さんの御見解をお伺いしたく存じます。

まず1点目、派遣期間の定義について。日単位で派遣を行う場合に、法第3条に規定される派遣期間とは、実際に派遣先で業務に従事する日のみを指すのか、それとも1年間といった全体の取り決め期間を指すのかという点、御見解をいただきたく存じます。

2点目として、市の職務への従事制限について、派遣期間の捉え方に関連して、派遣期間中、職員は派遣元の市の職務に従事してはならないとされています。部分派遣の場合、派遣先の業務に従事する日のみを派遣期間とみなし、それ以外の日は通常どおり市の職務に従事できるという整理で問題ないか、御教示をお願いいたします。

3点目として、給与負担の範囲について、参考資料2で添付しております公務員労働法研究会編の「公務員労働法質疑応答集」の運用に準じて、現在のつくば市の条例では、給料や地域手当といった身分に伴う給与は市が負担し、時間外勤務手当や管理職手当といった職務に伴う給与は派遣先が負担する仕組みです。しかしながら、一般社団法人つくばスマートシティ協議会では、財政的・事務的負担の観点から、給与負担をすることが難しく、全てを派遣元である市が負担することは可能かどうか、御見解をいただきたく存じます。

4点目として、部分的に派遣する場合に、年次休暇の付与及び取得に係る手続等を全て派遣元である市の運用において実施することが可能かについても御見解をいただけますと幸いです。

つくば市としては、これらの懸念を解消することにより、自治体がより機動的に公益的法人と連携して事業推進できる新たなモデルを確立したいと考えておりますので、御検討及び御助言を賜りますようお願いいたします。

つくば市からの説明は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、総務省から、公益的法人等への地方公務員の職員派遣に関して、前回のワーキンググループヒアリングの議論や先ほどのつくば市の御説明を踏まえた規制制度改革提案に対する検討状況についての御説明をお願いいたします。

○越尾課長 総務省自治行政局公務員部公務員課長の越尾でございます。本日はどうぞよ

ろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、委員の皆様方、また、つくばスマートシティ協議会の鈴木顧問をはじめとするつくば市の関係者の皆様にも御参加いただきまして、1月のワーキングに引き続いて御説明させていただく機会を頂戴いたしましたこと、冒頭一言御礼申し上げます。

早速、資料の御説明に入らせていただきます。

まず、資料の通しページで6ページ、総務省資料の1ページになりますが、1つ目の丸に記載しておりますとおり、1月のワーキングのおさらいになりますけれども、つくば市の御提案につきましては、総務省から、小さなポツ2つ目の部分となりますが、現行の派遣法の解釈の中で実現可能か検討し、これを可能と整理した場合の懸念点を精査した上で、できる限り速やかに結論を得ることとしたいと回答したところです。なお、1月のワーキングの際の提出資料も参考資料として、通しページの10ページ以降に添付しておりますので、必要に応じて御参照ください。

続いて、2つ目の丸ですけれども、今回、つくば市からは、現行の派遣法の解釈の中で実現可能とした場合において、つくば市の想定する具体的な運用について御提示いただくとともに、運用面での御懸念も含め、御質問をいただいたものと認識しております。

続いて、3つ目の丸ですが、前回、当方から御説明したとおり、派遣法第2条に定める職員の派遣については、基本的には、原則3年間を上限として、中長期的な派遣を想定してきているものでございますけれども、派遣期間の下限に係る規定はなく、また、派遣法では派遣期間中、派遣先団体の業務に専ら従事することが求められているところです。

続いて、4つ目の丸、今回、つくば市から2点御提示いただいた内容について回答させていただきます。まず、日単位で派遣元団体と派遣先団体で協議して指定した日に派遣することについては、派遣期間をあくまで日単位とすることで、その期間中は派遣先団体の業務に専ら従事することとなるため、派遣法の求める専ら従事との関係上、問題がないものと考えております。

続いて、派遣元団体と派遣先団体との間で取り決めに締結の上、具体的な勤務日について、遅くとも前月末までに職員と協議の上で決定することについても、あらかじめ取り決めの中で、派遣元団体と派遣先団体が協議して指定した日ないし期間に派遣することや、具体的な派遣日ないし派遣期間の決定手順等を取り決めておくことにより、対応可能と考えております。

以上、御説明しましたとおり、総務省としては、前回同様、現行の派遣法の解釈の中で御提案については実現可能と整理する方向で考えているところです。

次に、7ページの1つ目の丸となりますが、派遣法は、あらかじめ任命権者が派遣職員に対して派遣元団体と派遣先団体との間の取り決めの内容を明示し、その同意を得なければならないとしておりますところ、職員の保護の観点からは、職員自身が中長期的にどの程度の割合で派遣先団体と派遣元団体の業務にそれぞれ従事するかの見通しについても、

あらかじめ職員自身が承知していることが望ましく、つくば市が取り決めに締結されるに当たっても、この点は御留意いただきたいと考えております。

続いて、2つ目の丸は、今回つくば市から御提示のありました懸念点についての現時点での考え方を整理したものです。時間の都合もありますので、資料をお読み取りいただければと思います。

今後、総務省としても、法律上や事務負担等の懸念点がないか、よく精査した上で、速やかに結論を得るとともに、つくば市からの御相談にも丁寧に、引き続き対応してまいります。

総務省からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

まず、今の総務省様からの回答を受けまして、つくば市様から何かお聞きしたい点、確認したい点があれば、おっしゃっていただければと思います。お願いします。

○高橋部長 ありがとうございます。つくば市の高橋でございます。

2点ほどお伺いしたいと思っております。先ほどお示しいただきました7ページ目の大きな丸2つ目の下のポツの2つ目、給与負担の範囲のところでございます。こちらについて、この資料の中では、派遣職員は派遣先団体の業務に従事し、その勤務時間の管理は派遣先団体で行うことから、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外勤務手当等については、派遣法第6条第2項により支給することができる給与としてはなじまないものと考えたと記載があるところがございます。こちらについて質問させていただければと思います。

まず1点目でございますけれども、派遣法第6条第2項の条例において、どのような手当を定めるかというものにつきましては、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外勤務手当等であっても、最終的には地方自治体の判断に委ねられているという理解でよろしいのかどうかというところ。

もう一点目は、総務省様の見解では、現行法の下で部分的な派遣は実施可能と御説明いただいたと理解しておりますけれども、部分派遣においては、派遣職員が自治体の業務に従事する期間も相当程度あることから、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外勤務手当等については、自治体の業務に係るものであるとして、自治体側で満額を負担することは可能なかどうかという点について、御質問させていただきたいと思っております。

こちらの御質問の背景でございますけれども、やはり我々は、もともと弾力的な派遣というところの根底にありますのは、職員の人的リソースをかなり圧迫しているところがございまして、もし仮に協議会側で給与支給に係る事務負担があると、部分派遣を提案した趣旨であるところの労働力不足は解決せず、さらに人を派遣するなり、あるいは協議会に人を雇ってもらうなり、そういった手続が発生してしまって、残念ながら、なかなか運用

上難しいところがございます、質問させていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

総務省様、いかがでしょうか。

○窪田課長補佐 総務省公務員部の課長補佐をしています窪田と申します。

1点目の給与の部分を御回答させていただきます。今おっしゃっていただいたように、確かに各地方公共団体が給与については条例で定めるものになっているので、条例で規定するという事は制度的には可能です。ただ、一方で、我々はあくまで助言の立場としては、この紙に書いてあるようなことを申し上げさせていただきます。その上で、実際に条例で規定するという事は、それをきちんと議会や住民の皆さんに理解を得ていただくことが必要なので、説明責任を果たしていただくこと。また、それは公務なのか、公務でないのかというものも含めて、それは公務員として手当を出すべきものなのか、それは本当に公務員の職務に応じて出されるものなのかということで、地方公務員法に定める職務給の原則との関係でも、適切かどうかというところを判断していただくべきなのかなと思っております。そういったところも考えますと、今資料に書いてあるとおり、なじまないものと考えているということになります。

このため、そういったことを検討した上でも、なお条例で規定できないかという、我々の申し上げている範囲はあくまで助言であり、そこは各団体の御判断になるという整理でございます。

○中川座長 今のは1点目に関する御回答ということでございましょうか。

○窪田課長補佐 2点目に関しては、おっしゃっている苦しい御事情は、そうであろうということは理解をさせていただきました。ただ、お話を聞くと、まさにつくば市の仕事との関連性といいますか、いわば類似性、同一性みたいなこともおっしゃったように受け取りましたけれども、要すれば、公務ということなのではないかと理解をいたしました。そうしますと、これまで累次の場面で申し上げてまいりましたが、つくば市スマートシティ協議会における業務が公務に該当するのだとつくば市様が判断されるのであれば、派遣法の枠組みによらずとも、職務命令による従事は可能であり、また、公務ですので、勤務時間の一部に行うことも当然可能でございますので、そういった枠組みといいますか、派遣法の枠組みと言わずして、例えばそういうハイレベルの方、管理職の方とかをお使いいただくようなこともあるのではないかと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

つくば市様、いかがでしょうか。

○中山次長 つくば市政策イノベーション部次長の中山と申します。

御回答ありがとうございます。先ほど部長の高橋が御質問させていただいた2番目でございますが、部分派遣という派遣方法において、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外勤務手当等の負担の在り方なのですけれども、派遣していない部分につい

ては、自治体の業務に従事しているというのが恐らく50%以上あると理解しておるのですけれども、その場合に、その手当を派遣法によらず、自治体側の給与として満額負担することが可能かという点についてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○中川座長 総務省様、お願いします。

○窪田課長補佐 基本的には、ここにも書いてあるとおりですけれども、6条2項の趣旨になじむかなじまないかというところの判断にしかならないのではないかと現時点では思っているところです。このため、職務がどちらによるものなのか、派遣先なのか、派遣元なのかによって、派遣先であれば、ここに書いてあるように、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当等々については、繰り返しになりますが、支給できる給与としてはなじまないものという整理に現状ではなっております。

○中川座長 つくば市様、さらに何かお伺いしたい点はありますか。

○高橋部長 つくば市の政策イノベーション部長の高橋でございます。何度も何度も申し訳ございません。1点、私どもの不勉強で申し訳ないのですけれども、分からないところとして、先ほどから給与としてはなじまないものという言葉が出てきていると思っております。その背景としては、先ほど御説明がありましたとおり、公務員の職務としてどうか、実際に市民や議会への説明がという観点についてお示しいただいたと思うのですけれども、実際にその切り分けているところの、よりもう少し詳細な理由というか、なじまないという判断の根拠のようなものが、私が不勉強であまりよく分かっていなくて、もしそこを明確に何かあれば教えていただきたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○窪田課長補佐 なじむ、なじまないは、結局のところ、派遣先の業務なのか派遣元の業務なのかというのがまず1点あると思います。例えば、地方公共団体の業務として、地方公共団体の職員として管理職手当をもらいますとか、あるいは地方公共団体の業務として時間外勤務手当をもらいます。あと、特殊勤務手当についても地方公共団体の業務としての職務の特殊性に対して支給しますといったように、どちらの業務にひもづいているかというところで考えたときに、地方公共団体の業務の特殊性に関連したものには、例えば今申し上げたような特殊勤務手当や時間外勤務手当や管理職手当がありますね、という整理です。そういったものについては、これは派遣先の業務と違って、派遣元の業務として整理しなければならないものなので、こういった手当についてはなじまないと申し上げているところがございます。

ちなみに、これは人事当局の方とかとも御参照いただければと思うのですけれども、派遣法ができたときの通知の中で、どの手当がなじむ、なじまないというものが具体的に分かるようになっております。国家公務員の給与を規定している一般職給与法というものがあります。その23条の退職者の給与の支払いに関する規定の中に、具体的にどういう手当を想定しているのかということが書いてあって、この規定を踏まえながら、どちらの手当にするのか考えていただくことになっているので、まずはそちらを御参照いただきながら

検討していただくのがよいのではないかと思います。

以上です。

○高橋部長 ありがとうございます。その点についてさらにお伺いしたいのですけれども、今の御説明だと、現行法がそうなっているという御説明になっている気がしていて、例えば、地方公務員として普通に給与や期末手当は受給するわけですけれども、それは派遣先に行った場合には、本来は地方公務員ではない立場の人もそこで働いていたりするわけなので、なぜそこに差があるのかというところの根本的な背景を知りたくて、それでお伺いした次第でございます。

我々も、現行法がそういった体系になっていることは存じ上げているのですけれども、その切り分けの本来的なところが、我々としては実はグラデーションがあるようなものではないかという疑義もありまして、そこで明確な線引きをされている、明確な根拠がもしあれば、お伺いしたかったという趣旨でございます。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から何かございますでしょうか。

落合先生、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。今のやり取りを拝見して、総務省の整理も少し分かりにくいと思ったところではあります。なかなか思ったような形で整理ができていないところがあるように思います。つくば市様にもう一度お聞きしたいこととしては、今の時点で本日の総務省の御回答を前提にすると、これは現行法でどうなのか自体はあります。しかし、今回の議論は特区での議論ですので、どこがどうなると、つくば市様のほうで考えられているものが実現できそうか、改めて先ほどまでのやり取りを踏まえてどうなのかを、明確にしておいたほうがよいかと思いましたので、お伺いできればと思いました。いかがでしょうか。

○高橋部長 つくば市政策イノベーション部長の高橋でございます。

我々の目指すところ、このような働き方ができればと思っているところにつきましては、我々のお送りしている資料の2ページ目の左下に勤務日の例を記載させていただいておりますけれども、このような形で、季節によって勤務日や日数が変わるような形で、市の職員が一般社団法人つくばスマートシティ協議会に派遣される形での勤務をしたいと思っております。その際に一番ネックになってまいりますのは、やはり労働力不足というところで、このような部分的な派遣を提案させていただいているので、給与や手当に係る手続も全て市側で処理ができるような形でないと、つまり、協議会側でも給与支給のような手続が発生するとなると、またそれに係るコストが出てしまうということですので、できれば給与や手当の支払いなども市側で全てこなせる形になれば、非常にありがたいと思っておりますのでございます。御説明になっておりますでしょうか。

○落合座長代理 ありがとうございます。市としての希望は改めてよく分かりました。市として、これはどうなのでしょう。先ほどもやり取りがありました。今回は、現行法の整理はともかくとして、今の整理をできるようにするときに、公務そのものなのか、公務ではない場合もあるのか、どちらになりそうでしょうか。ただ、ここは最終的に様々な点があると思いますので、確定的な見解まではおっしゃっていただかなくてもよいかもしれません。

○中川座長 つくば市様への質問ですね。

○高橋部長 つくば市の高橋でございます。公務か公務でないかというところの切り分けは非常に難しいなと思っております。もちろん協議会の中には、市として入っている部分がありますので、市のメンバーとして活動する上においては明確に公務であろうと思うのですけれども、一方で、一般社団法人という組織や市の外の組織であるという中で、特に組織の運営や意思決定に係るような立場である場合に、そこを公務としてしまっているのかというところが我々の問題意識の出発点でございます。どちらかというところを公務にしないべきではないのかと思っております。

これはむしろ総務省さんなのか、ほかの部署さんなのか、私もよく分かりませんが、市の外の組織で、かつ組織運営や意思決定に係るような職務に従事するけれども、それは公務であるとみなせるという事例があれば、我々としても、もしかしたら公務という位置づけができるのかもしれませんが、我々はそれを存じ上げていなかったもので、そこは公務ではないのではないかと考えていたところでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

では、今の質疑を踏まえて総務省様に改めてお伺いしたいと思います。つくば市のほうで仮にこういった整理をする場合に、まずはさっきのやり取りを踏まえますと、どこが公務なのかとは1つ基礎になりそうだと思っております。つくば市様のほうも、やはり先例が明確にないと、なかなかどう言っているのかが分からない中ではないかと思っております。仮定的なものにまでお答えいただいたようなところですが、実際はまた考えていく中で、これから整理をしていかなければいけない話だろうとは思いました。つくば市のスマートシティ協議会というのを考えた場合には、スーパーシティというつくば市を挙げて国家戦略のための観点も持って取り組んでいただいております。これは当然、官民で連携しなければいけない中で、その中核的な組織です。それは特区法でも、もともとスーパーシティを運営していただく中で、官民の連携をどういう形で進めるのか、しっかり体制をつくっていくこと自体はお願いしていた側面があったかと思いますが、今後の中核になり得る組織での業務について、公務として評価できるのかを総務省様にお伺いしたいと思いましたが、いかがでしょうか。

○越尾課長 ただいま落合先生から大変行き届いたお裁きといたしますか、御質問なり進行をしていただき、心から感謝申し上げます。今お尋ねの公務かどうかといった点は、まさ

に各自治体の裁量の部分でございまして、また一方で、公務員部の所掌を超えている話でございまして、まさにこれは地方自治の本旨に従って、そういったものは公務である、公務でないといったことについて、むしろ総務省がこれはそうだよということが、かえって適当ではないような範囲のことであろうと理解をいたします。まさに今、落合先生がおっしゃったスーパーシティ協議会というようなことを踏まえた枠組みの中で、これは公務なのか、公務ではないのかといったことは、つくば市において御判断いただきたいということかと思えます。

重ねて申し上げますと、これまでも随時申し上げてまいりましたが、派遣法の枠組みをお使いになりたいということなので、そうではないということは重々承知であえて申し上げますけれども、先ほど申し上げましたとおり、公務と見なされれば、まさにつくば市の職員として、その業務を派遣という形で公務として従事することが可能でございまして、そういったことを念頭に置きながら、つくば市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例や同規則というようなものも既に制定されているということでもございまして、職務専念義務の免除といった対応なども可能なように既になっておると承知しておりますので、そのような枠組みも使っていただくことは可能だということですので。

ですから、我々としては、派遣法の枠組みなり、職専免による対応なり、いろいろと選択肢は御用意をさせていただいておりますし、今回の御提案も踏まえて、日単位の派遣といったようなバリエーションも用意させていただく形になっておりますけれども、それぞれ、ある意味、一長一短みたいなところはあろうかと思えますので、その中でベストミックスのような形で、つくば市様のほうでベストなやり方を選択していただける、そのお力添えをしてまいりたいということでもございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。今の総務省様のお話を踏まえますと、もちろん今おっしゃっていただいた公務に係るところは、広い意味で一般的な解釈権限は総務省がお持ちであるとは思いますが、一方で、例えば具体的な判断については、明らかにその枠を逸脱しているものでなければ、自治体が地方自治の本旨に沿って個別に判断するべきものであると思えます。私のほうで若干仮定的な情報というか、つくば市様に一言一句確認したわけではないという意味で仮定的に申し上げますが、そういう説明をさせていただいた中で、仮に公務であると捉えたとしても、総務省様としては、明らかに一般的解釈権限で言われる範囲の解釈を逸脱しているとまでは取られない、と見えるということでもよろしかったでしょうか。最終的には個別に判断してもらいたい必要があるとのことだと思えますが、いかがでしょうか。総務省様に御質問です。

○越尾課長 今、公務員課長として責任を持ったお答えということは困難だと思いますけれども、一行政官の常識的な範囲と個人的な判断という意味で申し上げますと、今伺った範囲で言えば、公務となり得る余地はあるのではないかと。余地といいますか、特段問題がないように理解をさせていただきました。

あとは、先ほど申し述べましたけれども、つくば市様が御懸念されていた他の自治体で

という事例もつまびらかに承知しているわけではございませんが、今年の1月以来申し上げていますとおり、このようなかなり公益性の高い業務を担う協議会に、職員派遣という形で派遣法の枠組みではなくて、職員のまさに職務として行っているケースはほかにも多くあるように理解しております。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。今お伺いして、一般的な話としては、このワーキング自体は要旨や議事録が公開される場所ではありますが、最終的な御意見ではないにしても、基本的な方向性はお伺いできたように思います。つくば市様のほうは、私のほうもこうなのではないかと思う点を推測で議論させていただきましたが、今議論させていただいたようなもので、御整理の余地があるのかを改めてお伺いしたいと思いました。いかがでしょうか。

○中山次長 つくば市の中山でございます。どうもありがとうございます。

今回、総務省様に前向きにいろいろ御検討いただいて、派遣の在り方については、おおむねこちらもそのやり方がふさわしいかなと考えているところでございます。ただ、1点、繰り返しますが、給与の負担の部分をどのように考えたらいいかというところが論点として残っていたかと思っております。これまで御質問させていただいております。その上で、先ほど落合先生から御示唆いただいたスーパーシティの中核的団体ということで、協議会に形式的には派遣という形を取るのですが、その中の職務も、もし公務に準じたものと捉えることが可能であれば、つくば市において給与を負担するやり方もあるのかなということで、そこについて整理の余地があるかなと受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

私としては、まず今日の時点で最初、総務省様のほうもヒントになることを結構おっしゃられていましたので、今日の範囲で整理できそうなところは議論させていただいたかと思っておりますので、私のほうは以上でございます。どうもありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

総務省様から手が挙がっています。どうぞ。

○窪田課長補佐 総務省でございます。

給与の部分の整理が分からないというお話だったので、多分、平場でやり取りをするのは、なかなか全てのやり取りを充足してできないかなと思っております。我々もつくば市さんのいろいろ疑問に思っていることでお答えでき切れなところもあるのかなと思っておりますので、そこら辺の話とかで必要なやり取りは、引き続きできればいいのかなと思っております。なので、我々としては、実態の部分については、また引き続きお話をきちんと承って、受け止められればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

落合先生、お願いします。

○落合座長代理 今回の総務省様の補足の点ですが、その前までにおっしゃっていたこと自体はそのとおりで、細かい調整として相談事項があれば、相談に乗られるというコメントだったと理解してよろしいでしょうか。

○窪田課長補佐 おっしゃるとおりでして、そういったところでいろいろお話しできればということなので、そういった御相談は引き続きできればという趣旨でございます。おっしゃるとおりです。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○安藤委員 安藤ですが、1点だけよろしいでしょうか。今、総務省様から御説明いただいた内容、また、落合先生とのやり取りを踏まえると、私の今の理解では、市のほうから派遣をして業務をするというのではなく、市の職員のままで、市の業務として、公務に準じるなどとは言わずに、公務としてこの協議会の業務をこなせば、当然ながら市の職務ですので、賃金を払っても全く問題ないと、こういうことを御示唆いただいたのかなと思っていたのですが、つくば市様からの御回答では、派遣という言葉であったり、また、公務に準じるというところが残ってしまっているの、そのずれがあるように感じています。私の理解では、派遣ということをつくば市側が言ってきたので、派遣という枠組みだったらこうという議論をこれまでしていたけれども、派遣という枠組みではなく、市の業務として直接的に普通にやっていることだったら問題ないという話なのではないかと理解したのですが、いかがでしょうか。これは総務省様への質問です。

○中川座長 総務省様への質問でよろしいですか。

○越尾課長 基本的に今おっしゃっていただいたとおりです。ですから、先ほど申し上げたように、幾つか選択肢を用意させていただいているつもりですし、そのうち派遣法の選択肢が使いにくいという御指摘でありましたので、今回はここまでお答えをさせていただきましたけれども、それぞれ一長一短、メリデメみたいなものがございましたので、ベストミックスで使いやすい最も適したものを選択していただければよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○安藤委員 ありがとうございます。大変クリアになりました。というわけで、つくば市さんのほうも、今の御示唆を受けて、派遣という枠組みではなく、一般の民間企業でも客先に行ってミーティングをしたりとか、いろいろな仕事をするのと同じく、市の業務としてこの協議会の仕事をこなすといった立てつけという整理で、公務に準じるではなく、公務として捉えた場合に、この話がうまくいくかということをご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。これはつくば市さんへの御質問です。

○高橋部長 つくば市の高橋でございます。ありがとうございます。

1点、今のお話の中で我々が気になっておりますのは、スマートシティ協議会が一般社

団法人という別法人であるところが気になっているのですけれども、市ではない別の法人であって、かつその法人の運営や意思決定に関与することであったとしても、つくば市であればつくば市の職員のまま、そういった職務を行うことは可能という理解でよろしかったでしょうか。すみません。これはもしかしたら総務省さんへの質問みたいになってしまいかもしれませんけれども。

○安藤委員 安藤としては、総務省さんはそう言ってくれているのだと、重要な市の行政に関わる業務をこの公益法人で行っていて、それが公益に資するものであったら、そうやってしまっていていいという話だと理解したのですが、でも、これは確かに総務省さんに御見解を聞いておいたほうがいいかもしれないですね。

○越尾課長 安藤先生、ありがとうございます。もう私が申すまでもないと思いますが、振っていただきましたので、補足させていただきます。つくば市様は、打合せのやり取りの当初から、別法人格だということについて大分懸念をされているところでしたが、私どもとしては、業務との関連性を見ているということでごさいますので、別法人格だから違うとか、そうではないとかということではないと考えておりますので、まさに今、安藤先生が御指摘いただいたとおり、その業務との関連性においてどうかと、それが公務と言えるのかどうかということをお判断いただくのが筋であろうと思っております。

○高橋部長 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 堀天子委員から手が挙がっていますので、お願いします。

○堀（天）委員 私もお話をお伺いして、派遣法の中でやろうとすると、いろいろ総務省さんが工夫されて、日ごとということでもいいんじゃないかとか、日については専従要件があるので、それを満たす方法を御提案いただいたり、でも、そうすると、その日については派遣先の業務をやることになりますので、派遣先の業務に従事したお時間は当然、派遣先でお支払いされるのが通常だろうと思うところですが、つくば市様が、お支払いは市のほうでしたいんだということだとすると、市の職員として、協議会での業務を公務としてやられる方向性になってくる。そうすると、市の職員として来て、場所は協議会で業務をするのだけれども、市の職員として当然 100%手当が出ますし、特に派遣というロジックを使わなくてもいいのではないかと思っていたところ、まさに安藤先生の御質問と今のやり取りがありました。

そうすると何ができないかという、多分、協議会の役職員になるとか、協議会のお立場で決議に参加するとか、協議会の中で身分が必要になる行為は、恐らく市の職員の専従業務がありますので、できないのだろうと思うのです。メリット・デメリットみたいなものがあって、向こうで業務をしてほしいのだけれども、こっちで費用負担みたいな、あまりいいところ取りをすることは難しいのか。派遣なのか、市の職員としての業務なのかというのは、どちらか決めなければいけないというのが根本的な問題としてあるのだろうと思います。

それをさらに特則として、派遣先で業務に従事して、場合によっては協議会の中での意

思決定にも参加する。協議会のメンバーとしても行動するのだけれども、派遣でもなく、準公務的に位置づけてほしいとすると、今の法律の枠組みでは駄目なので、何か特区で特例をつくってほしいという話になるのだろうけれども、そこまでつくば市様のほうで要望されるものでなければ、既存のどちらかの整理でいけるのではないかと思いました。少し感想にもなりましたが、もし理解が違ったら、つくば市様、総務省様、いずれでも結構ですけれども、御指摘いただければと思いました。

○中川座長 堀委員の今の御指摘に関しまして、つくば市様、あるいは総務省様で御発言があれば、お願いします。

○高橋部長 つくば市の高橋でございます。ありがとうございます。

まさに今、堀委員におっしゃっていただいたところが、我々が先ほどから申し上げていた、別法人で意思決定に参画して大丈夫かと言っていたところでもございましたので、やはりそのところについては、少しまだ、公務に位置づければ全てが問題なくというわけではないのだなということが今、明らかになったかなというふうに理解をしています。

○堀（天）委員 御提案としては、協議会での理事とか業務に参加して、単に市の職員としてお手伝いしていますよというよりは、協議会の中の人としての意思決定等があり得ることなのではないでしょうか。

○高橋部長 つくば市の高橋でございます。おっしゃるとおりでもございまして、そういったことが想定されると考えております。

○堀（天）委員 総務省様は、そこまでのことも公務でいいですよおっしゃる趣旨なのではないでしょうか。そこはやはり難しかりょうということもあるのでしょうか。

○越尾課長 総務省でございます。恐らく協議会の役職員に就かれるというようなお話だと理解しておりますけれども、地方公務員の兼業につきましては、地方公務員法の38条で兼業の許可という記載がございまして、任命権者の許可を得て、できるとなっております。また、先ほど冒頭で申し上げたとおり、つくば市職員の職務の専念義務の免除に関する条例がございまして、この中にスマートシティ協議会のことも書かれております。必要な規則が書かれておりますので、例えばつくば市の職員の方が役員として勤務時間中に協議会の運営に参画して意思決定をされるなどということも想定された上で、このような条例なども既に準備されているのではないかと推測したところでした。

以上です。

○堀（天）委員 なるほど。では、そこは必要な手続を踏めば協議会の役職員になることもできる。それを協議会の業務としてやるのか、公務としてやるのかというのは、むしろ判断の問題だということであれば、現行の枠組みでできるのかもしれないと思いました。そうすると、派遣ということでもなく、できる範囲があるのかと私としては理解したところです。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、つくば市と総務省におかれては、前回、1月のワーキンググループヒアリング以降の提案の実現に向けて、スピード感をもって検討を進めていただきまして、ありがとうございました。

本日のヒアリングで、かなり両者の意思疎通といいますか、理解が深まったように私は理解しました。基本的には、今日ワーキンググループでやったような整理が出発点になると思いますので、つくば市様として、実際にどのような運用をされたいのかということ、メリット・デメリット、今日のワーキンググループで明らかになった部分があると思いますし、どのような制度を使うべきなのかということについても明らかになった部分が多かったように思います。総務省、つくば市の両方でコミュニケーションを取っていただきまして、総務省におかれましては、市から示された具体的な派遣方法の実現に向けて、市が考える懸念点の解消について早急に精査をしていただいて、本日の整理に基づいて、どのような制度で、どのような対応が可能なのかということにつきまして、速やかに結論を出していただきますようお願いしたいと思います。

委員との議論でもありましたけれども、つくば市様のリクエストにどうしても現行制度の運用では十分対応できない、懸念が解消できないと認められる場合におきましては、特区制度の活用も含めた提案実現に向けた対応について、このワーキンググループで改めて御報告いただきたいと思っております。

それから、つくば市様におかれましては、今回の規制改革を踏まえた体制強化を通じて、スーパーシティとしての取組のフェーズアップに向けた取組を一層進めていただくことを期待したいと思います。

それでは、これをもちまして、地方公務員の公益法人等への派遣に関する提案に関し、国家戦略特区ワーキンググループを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

総務省様、どうぞ。

○越尾課長 ありがとうございます。今の座長の御整理のとおりで異論はないのですが、確認ですが、基本的につくば市様からまた引き続き、今日のやり取りも踏まえて御提案をいただいて、なるべくいただいた御提案については速やかに精査をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的に現行の枠組みの中でいけるのではないかとこの部分がほぼ大半ではないかと理解していますが、場合によっては、再度ワーキングも開かれるということなのですか。特に現行法の枠組みを超えるようなことがあった場合にはという理解でよろしいのでしょうか。

○中川座長 基本的に今回の制度で、つくば市様のリクエストが円満に、総務省様がおっしゃられるような現行法の枠組みの中で解決できるということであれば、それはそれで結構だと思います。それをを超えるような対応が必要になった場合につきましては、ワーキンググループで再度検討させていただくことになるかと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○越尾課長 分かりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○中川座長 発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。